

中世木札文書研究の現状と課題

田 良 島 哲

年比較的高くなってきた。それには、三つほどの理由が考えられる。

第一には研究機関や地方自治体で水準の高い文化財調査が行われ、これまでの史料集や自治体史などでは枳文などの文字情報に留まっていたのに対し、史料の伝来や形態に関する情報が蓄積されてきたことである。同時に博物館等での展示公開・図録への掲載など、

第三者が原史料の形態を確認できる機会が増えたこともあげられる。第二には、中世の古文書学において料紙や封式のような文書の素材や形態に関する研究が次第に地歩を築いてきていることが関係していると思われる。第三には、古代の出土木簡の中に中世との関連を示唆するものが現れてきており、「木に書いた文書」を通時的に検討する必要性が生じていることがある。総じて、木札文書について史料的な検討を行いうる条件は、次第に整いつつあると言えよう。

筆者自身も多少ではあるが、木札文書について実地に調査する機会があり、その経験をもとに研究を進めてきた。木札文書の問題を重視するのは、単に木に書かれているという特殊性だけではなく、「記述されている内容」と「記述される素材」との関係という、他史料調査の困難さなどがあるが、研究の関心や水準が、原史料の素材を論じるに至つていなかつたということもあげられよう。とは言え、小稿の課題である中世の木札文書に対する関心は、近

の素材にも共通する一つの史料学的な論点の切り口として有効だと考えるからである。

以下、小論では、これまでの中世木札文書研究を回顧するとともに、現在提示されている論点や課題をあげ、今後の研究が目指すべき方向を見出そうとするものである。

二 木札文書の研究史と領域

(1) 近代以降の研究史

過去の文書の中に木札に書いたものがあるという事実は、すでに江戸時代の考証家が気づいていた。たとえば塙保己一編の『武家名目抄』には、室町時代における制札の形態を図示し、典型的な様式を紹介している。このような事例は精査すれば増えるものと思われるが、ここでは、明治以降の近代古文書学が成立して以降の研究について概観する。

近代古文書学を切り開いた久米邦武は『古文書学』の中に「料紙」の項を立てて、原料・紙の種類・授受者間の関係による紙の区別・封式等、現代の文書料紙研究につながる問題点を指摘している。⁽²⁾しかし、「金石文は古文書に非ず」として排除し、紙以外の素材に文書が記される可能性については、特に言及していない。だが、史料研究の草分けとして、久米は古文書学が史料全体のうちどこを守

備範囲とするべきかをかなり慎重に検討したらしい。「古文書学の境内に榜示を打つ」という表現をしている。実は久米の『古文書学』に対する批評⁽³⁾の中に、制札は木に書いてあるから古文書の材料は紙に限ることはない、という批判点があった。これに対して久米は「筋が違ふ。紙に書いたものでも、色紙短冊書画帖などは除外とする。是が久米流の古文書学と思食せ」と真っ向から反論している。さまざまなものが史料となり得ることを承知しながら、あまり守備範囲を広げないという態度を取った、という印象を受ける。

中村直勝は、文書を記述する素材としての紙以外のものをかなり重視している。中村は古文書研究の集大成である『日本古文書学』の中で、たびたび文書の素材としての木札に言及している。総括的な記述である「序論」の中で「古文書は本体としては紙に書かれたものであるべきは当然の事として、時には石材に刻まれたもの、木材に記されたものであっても、少しも差支はない」とする。そして奈良・春日神社境内の石燈籠に刻まれた寄進銘を取り上げ、「用材が石材であるという関係から、これは金石文学の範囲であるという説をする人もある。その説は成り立つが、この一文三行三十三字はその内容外形とともにたしかに文書であるから、古文書学の対象として少しも差支のある筈はない」と、文書を記述する素材の多様性を認めるのである。⁽⁴⁾さらに元興寺本堂の柱刻銘寄進状や仏像内に記された願文を例にあげて、これらも文書として扱うべきであるこ

とを強調している。

相田二郎は『日本の古文書』の中で制札・寄進状などの木札文書を実例とともに紹介しているが、全体としては徹底した様式論に立脚した著述であって、文書の素材についてはほとんどとりあげられていない。もっとも同書のあとがきで坂本太郎が、相田から板碑の拓本をたくさん見せられて、驚いたことを回想しているので、実はその関心が幅広かつたことが想像されるが、少なくとも著述に反映されることはない⁽⁵⁾。

荻野三七彦は板に文字を刻んだ文書をいくつか紹介した上で、次のように指摘している。

「まだまだこれ以外にもこのように板に刻した文書は伝来しているのであろうが、ただ私の史料の調査も今はまだ不十分である。いずれ詳細な調査研究をやつて見度いと思うが、取敢えず古文書学の特別の分野としてこうした一群の文書を更めて考え、将来の課題としよう。古文書研究がただ史料としてのその文面だけではなく、その作られた材料とか、素材についてもっと考察する要のあることを更めて留意したい」⁽⁶⁾。

古文書研究を「文面」だけにとどめず「材料」「素材」にも着目すべきだという主張は原文書に精通し、早稲田大学に優れた古文書コレクションを築いた荻野ならではの指摘で、先駆的なものと言えるが、その後、荻野自身はこの論点を展開させることなく終わつ

ている。

現代の標準的な古文書学テキストの著者である佐藤進一は、

「一般に古文書といえば、紙に書かれたものという常識が支配的であるが、紙に書かれていること自体は決して古文書の本質的要件ではない。いま述べた古文書の本質にかなうものであれば、布でも木でも金属でもかまわない、みな古文書であるといえる。」

多様な中世史料に接し、古代木簡について熟知していた田中稔は、古文書学の概説の中で文書が記される素材の多様性を認めながらも、

「中世にあっては木の使用例は制札・寄進札・広島県草土千軒遺跡その他より出土の木簡等にみられるような特殊な場合に限定されてくる。また布帛についても現存例はきわめて少ないので実情である。したがつてここでは紙に書かれたものを中心にして述べることにする。」⁽⁸⁾

として、中世においては木札文書を例外的な存在と位置付けている。

このように伝統的な中世古文書学では、文字が記述される素材の多様性を認識しながらも、多くの論者は木札のような存在を例外的と見ており、それらを中世文書の体系の中に位置付けるという方向性はあまり見られない。

これに対し近年、中世の墨書木札について多面的に検討したのが水藤真である。⁽⁹⁾ 水藤は史料上に見える木札・伝世品の木札・出土品の木札に関する先行研究と実例を博搜し、中世における墨書木札の世界が予想外に広いことを示してみせた。

小稿は水藤が提示した広範な領域にほとんど重なる内容であるが、さしあたり制札・寄進札・棟札など既存の古文書学と接点を持つ範囲で、近年の研究動向と課題を紹介する。

(2) 研究領域と近年の動向

ア 制札

制札は木札文書の中でも比較的数が多く、古文書学でも事例として取り上げられることはあるが、まとまった研究はあまりなかつた。中村直勝が「禁制札は、文書としては一種の案文である」としたように、制札自体は二次的な作成物であるという考え方が強かつたのである。⁽¹⁰⁾

このような見方に対して、田良島は、京都・金剛心院の六波羅探題禁制札と東大史料編纂所所蔵の備前金山寺旧藏の六波羅探題禁制札を検討し、花押を据えて実際に発給された「正文の制札」が存在すること、正文の制札は掲示されないまま保存される場合があることを指摘した。⁽¹¹⁾ また、主として京都府内に伝存する制札や禁制の調査結果をもとに、鎌倉後期から南北朝期の制札発給に際して、

受給者が木札を準備して花押を据えた正文を作る場合があること、発給文書自体に木札と紙の文書の組み合わせがあること、木札を意識して豎紙を横位置に使って書かれる禁制が多数伝存していること等を明らかにした。⁽¹²⁾ 「正文の制札」の存在については、小林基伸が兵庫・和田寺所蔵の制札が正文・案文のセットで伝来していることを示し、強く支持された。

中世の制札に関しては小島道裕が、現存例を集成しており、⁽¹⁴⁾ 今後、調査の進展によって実例の増加が期待される。また近年、金剛心院の制札や岐阜県・円徳寺の織田信長禁制制札が重要文化財に指定されるなど、制札は、独自の文書形態として認知されたと言える。

制札研究のいまひとつの課題として、古代とのつながりがあげられる。伝世品の制札で確実なものは鎌倉後期までしかさかのばらず、その起源をどこに求めるかが不明であった。ところが、一九九一年に兵庫県・袴狭遺跡から出土した「禁制」の書出文言を持つ延喜六年(906)年の木簡が確認されたことから、木札の禁制の起源を古代と結びつけて考えられる可能性が出てきた。⁽¹⁵⁾ 田良島は文献史料から平安時代以降、特定領域への侵入を禁止する「懸札」「榜示札」「制止札」といったものが境界に掲示され、それらには「銘」が書かれることがあつたことを示し、制札の起源が平安時代に遡る可能性を指摘した。⁽¹⁶⁾ 「制止札」は大阪府・長原遺跡から治暦二(1066)年の年紀のある実物が出土しており、制札の古代とのつながり

は蓋然性を増している。

法令的性格を持ちながら、制札とは異なり、屋内に掲げられたと

考えられる一群の文書がある。大型のものとして香川県・田村神社所蔵の長禄四（一四六〇）年讃岐守護細川勝元壁書があげられる。⁽¹⁷⁾

これは板一枚を横に継いだ長大なもので、神社内部の規範を二六か条にわたって列举しており、これまで見てきた禁制とは内容的にも全く異なっている。この他、京都府・天寧寺の寺内制法である応永

一三（一四〇六）年の愚中周及・大中臣実宗連署禁制、滋賀県・妙

音寺の永正六（一五〇九）年の「式条」、大坂本願寺の御影堂に掲げられていたとの伝えがある天文六（一五三七）年の掲書などが類例としてあげられる。寺社の内部に対する規範として発給された文書が木札として伝わったもので、いずれも制札に多い駒形札ではなく、横長長方形の木札である。禁制が定める規定は、受給者が管轄する領域の外部の人間ないし集団に向かって発せられているのに對して、これらの木札文書は受給者自身あるいは発給した集団内部を規制するという差があり、両者の機能は異なる。

寄進札は、

中世においてごく一般的な文書様式だが、これを板に書いたのが寄進札である。寄進札は、制札と同様に多数の目にふれる場所に掲示するところに、大きな特徴があり、中世後期になると、文字に彩色を施したり、絵を描いたりして、より目立たせる工夫が行われる。⁽²¹⁾

イ 寄進札

寄進札は、現存する大多数が福井県・若狭地方の四か寺（明通寺・妙樂寺・羽賀寺・飯盛寺）に集中して伝来しているため、研究はおのずからこれら寄進札が中心になつていて、奈良県内の元興寺・唐招提寺・靈山寺の事例（元興寺の場合、正確には「柱刻銘」であるが⁽²²⁾）や『奈良県史』⁽²⁴⁾に見える若干の事例を加えると、寄進札の実例の大半ということになる。これ以外に滋賀県内に若干の事例があり⁽²⁵⁾、分布はもう少し広くなる可能性があるが、残存例が大きくなることはない。

の事例紹介はあるものの、包括的な研究はなく、今後の研究課題である。

関連してふれると、近年出土した石川県・加茂遺跡の嘉承一（八四九）年「加賀郡榜示札」も、その内容はきわめて広範な人民を対象にしており、領域を限つて特定の事項を禁止する禁制とはその機能を異にしている。文書の類型としては別に考えることを提案した⁽²⁶⁾。

若狭四か寺の寄進札は、元興寺文化財研究所の調査以降、その内容に関しては、「小浜市史」・水藤等の成果があり⁽²⁸⁾、地域信仰の史料として活用されているが、史料学的な検討については今後進める余地が大きいように思われる。木札文書としての研究のためには、詳細な画像も含めた文化財としての調査がのぞまれるところである。

寄進札の残存状況は、建物との関連が大きい。多数の寄進札の残る若狭四か寺は、いずれも国宝・重要文化財の中世仏堂を擁しており、特に飯盛寺は寄進札が近年まで外陣内部に懸けられていた状態が保存されていた。また、元興寺・唐招提寺・靈山寺の寄進札もすべて国宝・重文建造物修理に際して確認されたものであり、建物の残存が寄進札の残存に密接に関わっている。建物内部に掲示される寄進札は、一旦火災などがあれば、ほとんどの場合建物と運命をともにして失われやすい。したがって「奈良坊目拙解」所収の元興寺中門に懸けられていたという屋敷地寄進札や「東大寺統要録」に見える鎌倉後期の「大仏殿仏餉懸札」など⁽²⁹⁾、実物は残っていないものの、板に書かれた寄進状は少なからずあつたことが予想される。今後、原史料も含めて精査してみる必要がある。

ウ 参籠札・巡礼札

修行などで寺に籠った僧侶や俗人が奉納した木札が、参籠札である。最も知られているのは滋賀県・大津市葛川の明王院に参籠した天台僧や將軍足利義尚を含む武家の奉納になる札である。これも元

興寺佛教民俗資料研究所の調査⁽²⁸⁾が基本文献となるが、江戸時代以前の五〇〇枚余りは、一九九一年に重要文化財に指定されたので、今後より詳細な情報がもたらされるものと思われる。ただ参籠札は、明王院以外に類例がほとんどなく、当面は他の史料も豊富な中近世明王院の研究の中でどのように生かしてゆくかが課題であろう。

巡礼札は、西国三十三所をはじめ、各地の札所巡礼者が寺院に奉納した札である。現存するのは中世後期の一五世紀末以降で、現状では数も豊富とは言えないが、青森・岩手など東北地方にかなりまとまって残るなど、地域的な広がりがある。まだ比較が進んでいない状況であるから、今後、原史料の情報集約が望まれるところである。

エ 補任状

これも南都に実例があり、水藤の著書の各所で紹介されている。

応安二（一二三六九）年の興福寺東金堂蓑笠寄人の補任状、秋篠寺で発見された鎌倉末から室町にかけての修二月夜莊嚴頭差定状、「山科家礼記」に図が載せられている内藏寮供御人補任状は、いずれも小型の駒形札であり、受給者が携帯してその特権ないし職務を視覚的に表示するものである。

オ 棟札

棟札は、建物造営の趣意と施主・工匠他関係者の名前を記して建物の棟木に打ち付けられる木札で、福山敏男は棟木に直接書いた棟

木銘にその起源を求めている⁽³⁰⁾。筆者自身はあまり実見していないが、近年注目すべき成果が出ている分野である。概念と研究史については、これも水藤がまとめている⁽³¹⁾。その後、国立歴史民俗博物館の研究プロジェクトによる棟札の全国的な情報収集が行われ⁽³²⁾、研究の基礎が固められつつある段階と言えよう。ただ歴博の報告書は、多くを既存の文献によつており、形状や本文の確定は後学の課題であろう。

伊藤太は、京都府舞鶴市の河辺八幡神社に伝来したさまざまな形態の中近世の棟札を検討した結果、棟札の本文を願文の一形態として捉え、棟札に特有な複雑な文章の配列を読み解く手がかりを示した。形態的なバリエーションについても、それぞれの成立事情があつたことを指摘するなど、示唆に富む見解を提示している⁽³³⁾。

横浜市立歴史博物館の展覧会「中世の棟札」(二〇〇一年一月二六日～三月三日)では、関東を中心に多くの棟札を展示しており、同展図録は、棟札研究の基本文献の一つとなるものである。

棟札は、伊藤も指摘するように、中世に限つてもまだ埋もれてい る事例は多いと考えられる。今後、原史料の掘り起こと、比較検討による史料学的な論点の提示、そして中世社会史における活用が期待される分野である。

三 木札文書と史料学

(1) 木札文書は例外的存在か

研究史で概観したように、中世の古文書学においては、木札文書を例外的な存在とする見方が多い。しかし、水藤がその博搜の結果に基づいて予想するとおり、史料上でも出土品でも墨書き札はまだ多くの事例が文字どおり埋もれており、同時に「余りの日常性の故に文献にも記されず、現物も使い捨てられて残存しなかつたもの」⁽³⁵⁾が多数あつたにちがいない。ということになると、中世の木札文書が、小稿で取り上げたこれまでの古文書学に共通する文書様式だけで完結するということはありえない。木簡の出現によつて、それまで知られていなかつた古代の新たな文書体系が明らかになつたことを考えると、現行通用の様式論に包括されない文書の存在は、今後十分予想されるところである。

したがつて今後の研究方向としては、三つが考えられる。

第一に文献史料の再吟味を行うことによつて、木札文書の形態や機能の解明を行うことである。実物は現存しなくとも、どのような形態であり、どこで利用されていたのかといった問題や現存する紙の古文書と機能上どのような関係にあるのか、といった問題を明らかにすることは可能であり、必要であろう。

第一には、現存例のより詳細な調査である。制札の原史料を見直すことによって、機能や利用法に関する研究が深まつたことを考えると、他の分野についても、原史料から読み取ることはまだ多いにちがいない。原史料の調査が可能な研究者間では、調査結果のみならず調査法に関する情報の共有を図りたいものである。

第三には出土品の精査である。小稿では筆者の経験不足もあり、

出土品についてはほとんど発言できないが、その大半が宮跡という大遺跡に包蔵されている古代木簡にくらべて、中世遺跡はその分布が広範にわたり、系統的に情報を検討することには困難が伴うものと思う。歴史研究者としては当面、ここであげた第一、二の課題が発掘調査の成果に反映されるように努めることが必要であろう。

(2) 「もの」としての文書・文書としての「もの」

すでに過去の話としてではあるが、上島有が次のような回想をしている。

「もう二十年も前のことになるが、京都の大きな寺院で文書を拝見

したことがある。たまたま新進の（当時）中世史家と一緒にになった。その方の申請で、たしか後宇多上皇の院宣だったと思うが、ナマのままの文書を寺僧がもってこられた。そして、「立派な文書だなー」といわれた。その研究者は何のことかよくわからずに狐につままれたような顔をしておられたのを思い出すのだが、その方にと

つて大事なのは文字だけであつて、「かたち」などは眼中になかつたのである。史料カードに筆写して、さっさと退散された。この際、もつとも大事なのは「立派な文書だなー」という見方だろうと思う。寺僧は日頃文書に接しておられるので、ふと「立派な文書だなー」という言葉がでたものと思う。これがそもそも古文書を「もの」とみる基本だということを確認しておきたい。⁽³⁶⁾

文書を「もの」として捉えることは、現在、少なくとも中世史料については、研究者間の共通理解となつていると筆者は信じるが、実際のところ、紙の文書についてでさえ「もの」として必要な情報を過不足なく記述するのはたやすいことではない。ましてや相手が紙以外の素材となると、対象に関する何を見ればよいのか、必ずしも依拠できる方法が存在しているわけではないので、記述の手法そのものから、いわば開発してゆかなければならないのが現状である。制札の場合も個別の史料を確かめることによって、次第に必要な情報を探り込むことが可能になつた経過があり、その過程が、今後の他の分野の研究への参考となることを望んでいる。

文書を「もの」として見る視点とは逆に、「もの」を文書として見るという視点も考えられる。一例をあげると、願文という文書様式は、紙に書かれた文書として成立するのではなく、一方で堂舎（棟札）・仏像・懸仏・梵鐘・厨子といった素材に書かれたり、刻まれたりしても問題なく機能する。文字情報は器物の構成要素の

一部であるが、同時に器物は文字情報を伝達する媒体として機能するわけである。そうすると、たとえば「紙にしか記されない文書様式」「木にしか記されない様式」「多様な媒体を許容する様式」といった、これまでの古文書学にはなかつた視角を設定することにより、「金石文」「銘文」として文書とは別に範疇を立てていた史料についても、幅広い検討を行うことが可能になるのではないかだろうか。

将来的には紙の文書を対象の一部とする文献史科学を構想できるのではないかと考えている。

いささか大風呂敷を広げたが、木札文書研究を通じたより広範な中世史科学の構築という課題に、多少なりとも関心が向けられることがになれば、幸いである。

*小稿は二〇〇二年一二月七日に木簡学会第二四回研究集会で行つた報告に基づくものであるが、報告の席上及び終了後に多くの方からいただいたご意見を受けて、内容を再構成した。参加者の方々には心から御礼を申し上げる。

注

- (1) ただ木材の表面に書かれているだけならば、仏像の像内銘なども該当するが、小論では素材の形状も学術的な問題になるという点で、このようない定義をする。
- (2) 久米邦武「(刊本) 古文書学」『久米邦武歴史著作集』第四卷、一九

八九年、所収。

- (3) 「早稲田専門学校史学科講義録掲載久米邦武氏の『古文書学講義』に対する批評」(無署名)『史学雑誌』二三一六、一九〇二年。
- (4) 中村直勝『日本古文書学』上、一九七七年。
- (5) 相田二郎『日本の古文書』上、一九四九年、下、一九五四年。
- (6) 萩野三七彦『板に刻んだ文書』『日本中世古文書の研究』、一九六四年。
- (7) 佐藤進一『古文書学入門』、一九七一年。
- (8) 田中稔『古文書』『中世史料論考』、一九九三年。
- (9) 水藤真『木簡・木札が語る中世』、一九九五年。
- (10) 柴辻俊六『戦国大名の禁制』、『戦国史研究』一〇、一九八五年。峰岸純夫「戦国時代の制札」、『古文書の語る日本史五 戦国織豊』、一九八九年、を参照。峰岸は「板に表示されることを前提にして、その原本として、紙の文書が発給されている」と述べ、「紙＝正文」「板＝案文」という理解をしている。
- (11) 田良島哲「六波羅探題発給の一枚の制札」『日本歴史』五一一号、一九九〇年。
- (12) 田良島哲「南北朝期の禁制と制札」『古文書研究』三五、一九九一年。
- (13) 小林基伸「和田寺所蔵の六枚の制札」「わたりやぐら」(兵庫県立歴史博物館)一五、一九九二年。
- (14) 小島道裕「広場と制札—現存の中世制札から—」『国立歴史民俗博物館研究報告』六七、一九九六年。その後の補訂は『国立歴史民俗博物館ウェブサイト内の「中世の制札」』<http://www.rekihaku.ac.jp/kenkyuu/kenkyuusya/kojima/seisatu.html>で行われている。
- (15) 本木簡に関する諸見解については、吉川真司「九世紀の国郡支配と但馬国木簡」『木簡研究』一四、一九〇一年を参照。
- (16) 田良島哲「禁制制札の発生」『三浦古文化』五二、一九九三年。

- (17) 小川信「讃岐国一宮田村大社壁書」について』『神道学』四四、一九六五年。
- (18) 福知山市教育委員会「文化財が語る福知山の歴史」、一九九七年。
- (19) 滋賀県立琵琶湖文化館「甲賀の社寺」、一九八五年。
- (20) 大阪市立博物館「特別展 大阪の町と本願寺」、一九九六年。
- (21) (財)石川県埋蔵文化財センター編『発見!古代のお触れ書き』、二〇〇一年。国立歴史民俗博物館「古代日本 文字のある風景」、二〇〇一年。
- (22) 基本文献としては、元興寺仏教民俗資料研究所『福井県小浜市妙楽寺・飯盛寺・羽賀寺・明通寺如法經料足寄進札調査報告書』、一九七五年。
- (23) 元興寺・唐招提寺の寄進札については田中稔「金石文としての寄進状の一資料」『奈良国立文化財研究所学報』三、一九五五年。(『中世史料論考』一九九三年に収載)。靈山寺については元興寺仏教民俗資料研究所『靈山寺民俗資料緊急調査報告書』、一九七八年。
- (24) 『奈良県史』金石文上・下、一九八五年、一九八六年。
- (25) 滋賀県木之本町・横山神社所蔵の嘉元二年一月十一日伊香助氏等寺領寄進札など。概要については、木之本町教育委員会「木之本町の文化財」二〇〇一年、参照。
- (26) 水藤真「若狭小浜の寄進札」「絵画・木札・石造物に中世を読む」、一九九三年。野村育世「中世在地の仏教信仰における女性差別観の普及」「悪党の中世」、一九九八年。
- (27) 吉川真司・横内裕人両氏の御教示による。
- (28) 元興寺仏教民俗資料研究所『明王院の碑伝』、一九七五年。
- (29) 類例として石川県吉野谷中宮区が保管する文明一六年、一七年の白山行人札(石川県指定文化財)があげられる。桜井甚一『石川縣銘文集成 中世金石文編』一九七一年、一五五〇六頁。
- (30) 福山敏男「棟札考」『福山敏男著作集三 寺院建築の研究下』、一九八三年。
- (31) 水藤注(9)前掲書「棟札の可能性」。
- (32) 国立歴史民俗博物館「社寺の国宝・重文建造物等棟札銘文集成」、一九九三~一九九七年。中国・四国・九州編、中部編、近畿編1、近畿編2、東北編、関東編が刊行された。二〇〇三年から同館ウェブサイトでデータベースとしても公開されている。
<http://www.rekhaku.ac.jp/doc/t-db/index.html>
- (33) 伊藤太「棟札の古文書学―中世丹後の工匠・代官・宮座―」『日本社会の史的構造』古代・中世、一九九七年。
- (34) 横浜市立歴史博物館「中世の棟札」、二〇〇一年。
- (35) 水藤注(9)前掲書、「おわりに」。
- (36) 上島有「古文書の楽しさおもしろさ」「東寺文書とそのかたちを読む」、二〇〇一年。